

固定資産税に係る相続人代表者指定届の提出について

固定資産を所有する方が亡くなられた場合、民法の規定により、相続人は被相続人(死亡した者)の財産に関する一切の権利義務を継承することとなっています。

右記のとおり、令和6年4月より相続登記の申請が義務化されました。相続登記が完了するまでの間、被相続人に対し課税される固定資産税について、納税義務者となる相続人代表者を指定する必要があります。

つきましては、相続人となられた方は令和8年2月2日(月)までに相続人代表者指定届の提出をお願いします。

●対象者

被相続人の配偶者、子、父母、兄弟姉妹等

●提出先

税務課 地籍調査係 ☎ 0967-62-1123

■相続登記の申請義務化について

相続登記がされないため、登記簿を見ても所有者がわからない「所有者不明土地」が全国で増加し、周辺の環境悪化や公共工事への阻害などが社会問題となっています。

そこでこの問題を解決するため、令和6年4月より相続登記が義務化されました。この制度は、「相続により不動産(土地・建物)を取得した人またはその所有権を知った日から3年以内に(令和6年4月以前に相続した不動産を含め)相続登記の申請を行うことが義務付けられました。

正当な理由なく、違反した場合、10万円以下の過料が科されることがありますのでご注意ください。

高森町次世代定住促進奨学資金貸付事業のご案内

高森町では、向学心に富み、将来にわたり高森町への貢献意欲が高い学生に対し、奨学資金の貸付を行います。

○奨学生の対象要件

- ・養育者が高森町民であること
- ・大学等(専門学校含む)に在学中の方、または進学予定の方であること
- ・養育者、本人ともに町税等に未納がないこと

○連帯保証人の対象要件

- ・2人(町外の方も可)
- ・住民税所得割若しくは固定資産税を3,000円以上納付されている方
- ・保証人のうち1人は奨学資金申請者の三親等以内の親族以外の方

○金額

大学生等：月額50,000円

○返済期間

卒業後10年以内

(ただし、卒業後、貸付期間と同期間以上町内に居住し、町内外で就労した場合は全額返済を免除。ただし、居住期間

が貸付期間に満たなかった場合は、居住した期間分を月割計算し免除します。※不定期の居住調査あり。)

※その他の条件については、ホームページで条例等をご確認ください。

○利息

無利子

○提出期限

令和8年3月25日(水)まで

○提出書類

奨学生願書(別紙様式1)

誓約書(別紙様式2)

合格通知の写しもしくは在学証明書

申請者、保護者及び連帯保証人の金額記載の納税証明書

振り込み先が分かる通帳のコピー

※申請様式は高森町教育委員会にお問い合わせください。

また、高森町ホームページからもダウンロードできます。

問 教育委員会 学校教育係 ☎ 0967-62-0227



(HP)

マイナンバーカードの有効期限について

マイナンバーカード本体、および電子証明書には有効期限があり、更新手続きが必要です。

期限の2~3ヶ月を目途に有効期限をお知らせする「有効期限通知書」が送付されます。

問 住民福祉課 総合窓口係
☎ 0967-62-2911

マイナンバーカードの2つの有効期限が
みなさんのカードの安全を守ります。

便利を、安心とともに。マイナンバーカード。

「マイナンバーカード
有効期限・更新」篇
動画(1分20秒)
(デジタル庁YouTubeチャンネル)



マイナンバーカードおよび
電子証明書の有効期限・更新
(デジタル庁ウェブサイト)

